

## 神流町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の人件費率
平成25年度	人 2,246	千円 2,933,335	千円 66,931	千円 573,167	% 19.5	% 20.1

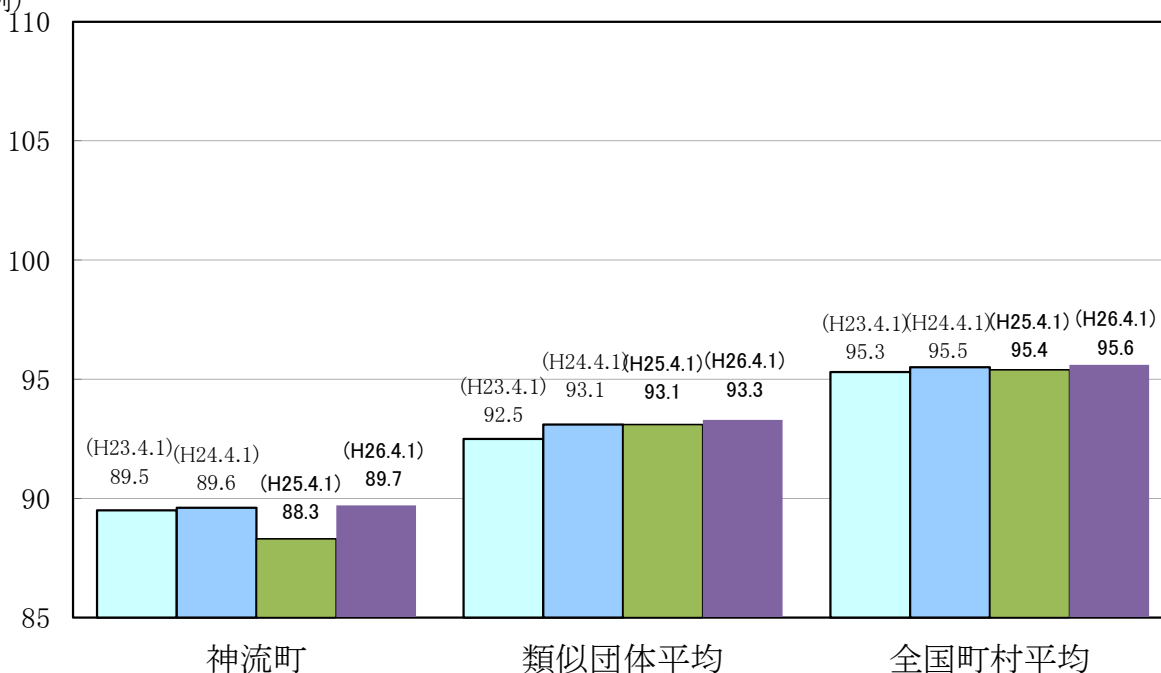
#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成25年度	人 72	千円 227,812	千円 37,692	千円 77,926	千円 343,430	千円 4,769	千円 5,334

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。  
 4 普通会計は、一般会計、万診特別会計、地活特別会計。

#### (3) ラスパイレス指数の状況

(例)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の

#### (4) 給与改定の状況

人事委員会を設置している団体のみ公表

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[ 未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

県及び近隣町村等の動向を注視しながら実施する方向で検討中。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

該当なし

③その他の見直し内容

なし

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神流町	40.0 歳	273,700 円	301,723 円	291,773 円
群馬県	43.5 歳	344,262 円	414,273 円	375,209 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.2 歳	301,845 円	343,565 円	327,931 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
神流町	— 歳	0 人	— 円	— 円	— 円
群馬県	50.0 歳	122 人	334,513 円	369,253 円	356,877 円
国	50.1 歳	3119 人	287,992 円	—	326,611 円
類似団体	50.3 歳	3 人	268,323 円	294,171 円	283,287 円

※技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

公務員給与及び定員の適正化が叫ばれて久しいところではありますが、特に地方自治体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従業員と比較して高額ではとの指摘の中、当町の現状と今後の取組みに関する基本的な考え方について公表します。

・現状

平成26年4月1日現在、普通会計において在職0名。

・基本的な考え方

平成10年以降、退職者不補充職種として新規の採用を行っておらず、今後も臨時職員対応、事務、事業の見直しを推進し、不補充の方向である。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		神流町	群馬県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	177,300 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	143,400 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	— 円	139,000 円	—
	中学卒	— 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成26年4月1日現在）

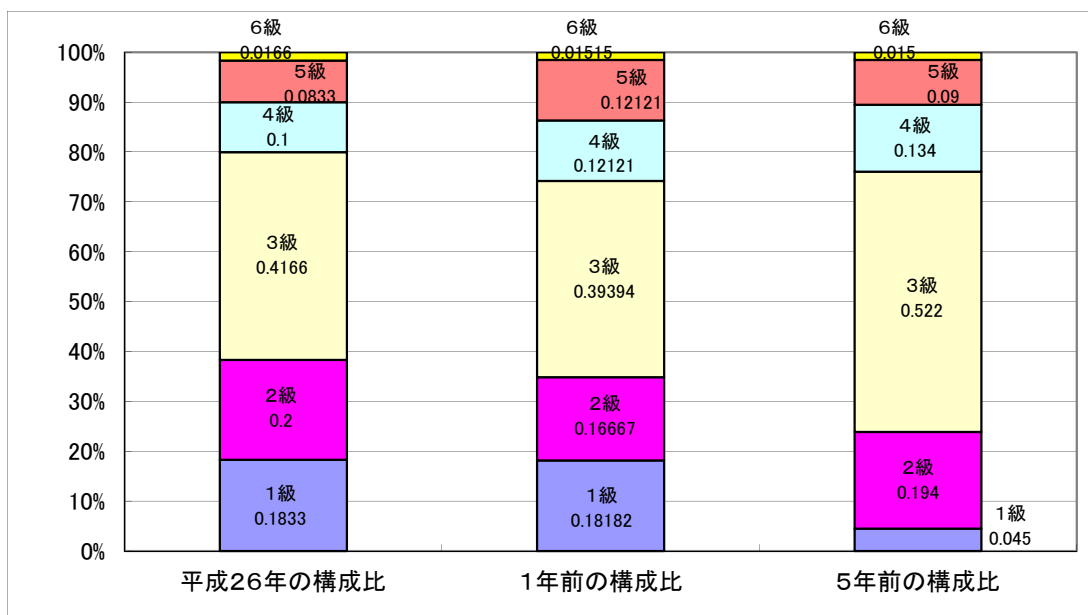
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	265,800 円	342,500 円	— 円	— 円
	高校卒	219,000 円	290,500 円	306,900 円	363,900 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	特に重要な業務を所掌する課長	1 人	1.7 %	320,600 円	422,600 円
5 級	会計管理者、課長及びこれに相当する職務	5 人	8.3 %	289,200 円	400,600 円
4 級	課長補佐及びこれに相当する職務	6 人	10.0 %	261,900 円	388,300 円
3 級	係長、主査及びこれらに相当する職務	25 人	41.7 %	222,900 円	354,700 円
2 級	困難な業務を行う主事及びこれに相当する職務	12 人	20.0 %	185,800 円	307,800 円
1 級	主事補、主事及びこれに相当する職務	11 人	18.3 %	135,600 円	243,700 円

- (注) 1 神流町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成25年1月1日から人事評価による勤務成績を反映
---------------------------

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

神流町	群馬県	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,148 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,661 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理監督者加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

平成24年12月勤勉手当から反映
------------------

(2) 退職手当 (平成26年4月1日現在)

神流町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	勸奨退職 2~20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2~45%)	
(退職時特別昇給)	なし				
1人当たり平均支給額	1,470 千円	23,277 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 該当なし

(4) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)	3,368 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	673,600 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)	6.9 %			
手当の種類(手当数)	4種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫作業手当	医師、看護師、保健師等		0 千円	日額 1,000円
診療所医師手当	医師	時間外診療業務	2,976 千円	月額 257,000円
診療所在直看護師手当	看護師	時間外連絡業務	193 千円	平日 1,400円
			199 千円	休日 2,800円
行旅病人又は行旅死亡人取扱手当	医師、看護師、保健師等		0 千円	日額 1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	4,403 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	66 千円
支給実績（平成24年度決算）	5,405 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	81 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	・配偶者13,000円。 ・22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫、弟、妹。60歳以上の父母及び祖父母。重度心身障害者。一人につき6,500円（配偶者無しの場合は1人目については11,000円） ・16歳から22歳の子は1人につき5,000円加算。	同じ		9,286 千円	226,488 円
住居手当	・借家、借間 ・月額23,000円以下の家賃 支給額＝月額家賃-17,000円 ・月額23,000円を超える家賃 支給額＝(月額家賃-23,000円)×1/2+6,000円。限度額22,000円。	異なる	加算額が国の約1/2 国11,000円 町6,000円	1,875 千円	124,987 円
通勤手当	2～5km未満 2,000円 5～10km未満 4,100円 10～15km未満 6,500円 15～20km未満 8,900円 20km以上 11,300円	異なる	国 60kmを限度 町 20kmを限度	3,710 千円	66,248 円
管理職手当	総括課長53,000円 課長45,000円 参事38,000円 補佐31,000円			10,550 千円	502,400 円
初任給調整手当	医師免許を有する者。16年未満まで 306,900円。その後別表のとおり減額	異なる	国は16年未満までは410,900円	6,812 千円	3,406,200 円
特地勤務手当	山間地その他の生活に不便な地に所在する公署に勤務する場合。(給料+扶養手当)×25/100	同じ		1,529 千円	1,529,250 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が週休日、休日に臨時又は緊急の必要がある場合に勤務したとき 課長等6,500円 課長補佐等4,000円	異なる	国 一種から五種12,000円～6,000円 町 一種6,500円、二種4,000円	272 千円	24,750 円
宿日直手当	宿直 1夜 4,200円 日直 1日 4,200円	同じ		2,083 千円	44,323 円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市区町村長	590,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 840,000 円/ 230,400 円	
	副市町村長	486,000 円	705,000 円/ 385,000 円	
報 酬	議 長	240,000 円	395,000 円/ 140,000 円	
	副 議 長	178,000 円	310,000 円/ 115,000 円	
	議 員	157,000 円	290,000 円/ 100,000 円	
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長	(平成26年度支給割合) 3.95 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成26年度支給割合) 3.95 月分		
退 職 手 当	市区町村長 副市町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	備 考	退職日給料月額×1年につき520/100	1,227万円	任期ごと
		退職日給料月額×1年につき300/100	583万円	任期ごと

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

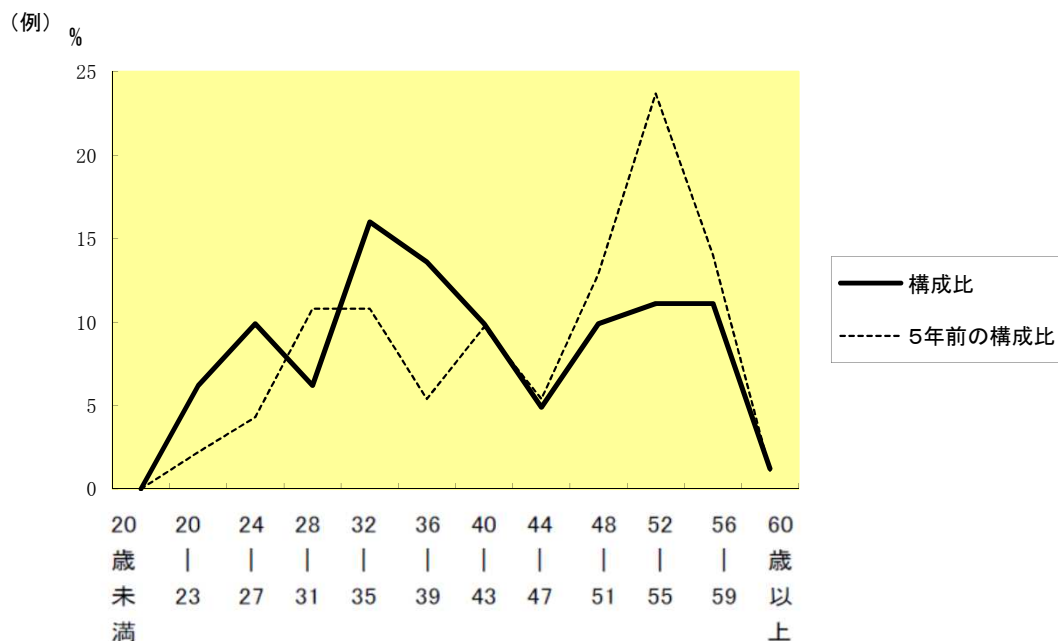
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	議会	2	2		
	総務	26	20	-6	育休及び県派遣課付職員の配置転換
	税務	5	5		
	労働				
	農水	5	5		
	商工	7	5	-2	配置転換による欠員不補充
	土木	6	6		
	民生	8	8		
	衛生	8	8		
	計	67	59	-8	<参考> 人口1万人当たり職員数 262.69 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 181.76 人)
	教育部門	6	6		
	消防部門				
	小 計	73	65	-8	<参考> 人口1万人当たり職員数 289.40 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 218.36 人)
公営企業計等部門	水道	2	2		
	下水道	1	1		
	その他	13	13		
	小 計	16	16		
合 計		89 [ 106 ]	81 [ 106 ]	-8	<参考> 人口1万人当たり職員数 360.64 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	8人	5人	13人	11人	8人	4人	8人	9人	9人	1人	81人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	65	60	64	64	67	59	△6 (-9.2%)
教育	8	8	8	8	6	6	△2 (-25.0%)
消防	—	—	—	—	—	—	( )
普通会計計	73	68	72	72	73	65	△8 (-11.0%)
公営企業等会計計	20	19	21	17	16	16	△4 (-20.0%)
総合計	93	87	93	89	89	81	△12 (-12.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。